

地域おこし協力隊 定着支援金

- <目的> 農山村地域等において地域活性化活動を行ってきた地域おこし協力隊（以下「協力隊」と言う）が、概ね3年間の任期終了後も地域に定着し、活動を継続して行うことを支援することで活動地域の活性化の継続を図るとともに、協力隊の定住を促進する。
- <対象者> 福井県内で地域おこし協力隊員として委嘱され、任期を終了した者
ただし、次の（１）～（３）の全てに該当するものとする。
（１）任期を平成30年3月に終了もしくは平成30年度中に終了予定の者
（２）概ね3年間の任期を終了した者（市町職員となる者は除く）
（３）任期終了後も継続して福井県内に居住する者
- <支援金> 協力隊任期終了後に実施する地域活性化活動経費および定住に必要な住居関連経費として、次の（１）（２）のとおり支援金を支給します。
（１）協力隊活動市町に引き続き居住する場合 1,000千円/人
（２）協力活動市町以外の県内市町に転居する場合 500千円/人
※ただし、希望者が多い場合は予算の範囲内で按分し支給することがあります。
- <支給要件> 次の（１）～（４）の活動を協力隊任期終了後に2か年以上継続して実施すること
（１）協力隊任期中と同様の地域活性化活動を継続もしくは隊員時の経験や人脈等を活かした新たな地域活性化活動を実施すること
（２）活動地域の住民に対する活動報告会の開催や報道機関やメディアを使った広報の実施等により活動状況や活動成果の積極的な周知広報を実施すること
（３）福井県や福井県内市町が主催する現役協力隊の研修会等における講師となるなど次世代の協力隊員の育成に協力すること
（４）福井県に対し各年度の活動の中間報告（10月）、実績報告（3月）を行うこと
- <留意事項> 福井県外への転出する場合や地域活性化活動を実施できない場合など支給要件を満たさなくなった場合には、原則として全額支援金を返還していただきます。

<支給までの流れ>

3月～

募集
開始

4月～

申請

地域活性化の事業計画・
予算計画、生業の計画、
居住証明書類等提出

5月

審査

決定

6月

交付申請

支援金支払

6月～翌々年3月

地域活性化活動の実施

10月・中間報告

3月・実績報告

※退任時期が年度途中の場合は、申請は4月、交付申請・支払は退任後となる

<事業イメージ>

【1～3年目（協力隊として活動）】

地域おこし協力隊業務

- ・地元住民と連携した観光誘客イベントの企画、実施
- ・地域行事の運営
- ・移住者の受入支援 等

【4・5年目（退任後の活動）】

生業 例/ゲストハウス兼カフェの運営

地域活性化活動（支援対象）

例/地域の若者リーダーとして、地域活性化イベントを企画、実施

※県内定住+上図の太線部（地域活性化活動）の実施が支給要件です。
ただし、退任後の個人の生業に直結するものは対象外です。